

栃木県後期高齢者医療広域連合財政事情の閲覧請求
及びその方法に関する規則

平成19年2月1日
規則第18号

(趣旨)

第1条 栃木県後期高齢者医療広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例(平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第18号)第5条の規定により、財政事情の閲覧の請求及びその方法について定めるものとする。

(閲覧期間)

第2条 財政事情は、広域連合事務局において執務時間中住民の閲覧に供する。

(閲覧の請求)

第3条 財政事情を閲覧しようとする者は、財政事情閲覧者受付簿(別記様式)に所要の事項を記入しなければならない。

(禁止行為)

第4条 閲覧者は、指示された場所で閲覧するものとし、これを外部に持ち出し、又は破損し、若しくは加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止等)

第5条 この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者に対しては、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(保存義務)

第6条 閲覧期間経過後の財政事情は、これを破棄することなく編さんし、保存するものとする。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

財政事情閲覧者受付簿

閲覧年月日	閲覧請求者			
	住所	職業	年齢	氏名